

農業集落排水事業非持地区污水处理場建設工事に関する事業認定理由

平成14年6月26日に長野県より申請のあった農業集落排水事業非持地区污水处理場建設工事（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、以下のとおりである。

1 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

本件事業は、土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当するため、土地収用法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。また、同号の要件に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条の規定に基づき定められた審査基準（以下「手続法審査基準」という。）である「収用適格事業であること」という要件を充足すると判断される。

2 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である長野県は、農業集落排水事業実施要綱（昭和58年4月4日付58構改D第271号農林水産事務次官通達）に基づき本件事業を施行する権能を有する主体であり、また、農林水産省所管一般会計及び長野県一般会計により既に財源措置を講じていることから、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「起業者が意思と能力を有すること」という要件を充足すると判断される。

3 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、施設面積1,771.71㎡のし尿、生活雑排水などの污水、汚泥又は雨水を処理する污水处理場を長野県上伊那郡長谷村大字非持地内に建設するものであ

り、事業計画区域は17ha、計画処理人口は860人となっている。

本件事業の施行により得られる利益については、汚水処理場を建設することにより、現状の農業用排水路の水質汚濁、水質汚濁を原因とする悪臭・病害虫の発生、農業用排水路の機能低下及び農作物への被害を解消するとともに、一級河川三峰川へ放流される排水の水質を改善することにより、農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善並びに公共用水域の水質保全について、相当の寄与が見込まれる。

一方、本件事業の施行により失われる利益については、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等による環境影響評価の対象の事業となっていないことなどから、軽微なものであると考えられる。

また、本件事業の起業地を選定するに当たっては、次のイ・ロ・ハの3案の候補地が考えられる。

イ 一級河川三峰川右岸の日向地区西側の農地へ建設する案

ロ 一級河川三峰川右岸の日向地区北側の段丘部の原野へ建設する案

ハ 一級河川三峰川右岸の日向地区南西側の農地へ建設する案

これらの候補地について、必要面積及び支障家屋の多寡、工事施工の難易度等の社会的、技術的条件に加え、経済性の面から比較を行うと、イについては、汚水処理場への進入路設置が必要となるほか、管路延長が最も長くなることから、大規模な工事が必要となり、事業費についても最も高額となることが見込まれ、また、ロについては、家屋に隣接しているため悪臭・騒音の発生の恐れがあり、地域住民に与える影響が大きく、汚水処理場への進入路並びに圧送ポンプ設置工事が必要となり、事業費が高額となるのに対し、ハについては、汚水処理場への進入路は、ほ場整備事業により整備されるため新たに設置する必要が無く、また管路延長が3案中最も短くなること

から、工事施工は比較的容易で、最も経済的であることが認められる。

このことから、本件事業の起業地は、上記諸事情を総合的に比較検討した上で最も適切なものであることが認められる。

また、本件事業に係る起業地は、農業集落排水施設を設計するに当たって遵守すべき基準を踏まえた必要最小限の範囲であると認められる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益を、 で述べた事項を踏まえて比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる利益が失われる利益に優越すると認められることから、本件事業は土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。また、同号の要件に係る手続法審査基準である「事業が公益性を有すること」、「当該土地がその事業の用に供されることによって得られるべき公共の利益が、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる利益に優越すること」の各要件を充足すると判断される。

さらに、 で述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、手続法審査基準である「収用し、又は使用しようとする土地が必要最小限であること」という要件を充足すると判断される。

4 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業については、「農水産業の水域環境の保全を目標とした農業用水の水質基準」（農林省公害研究会、昭和45年）に適合するよう水質改善を行う観点から、緊急に整備すべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

1 から 4 で述べたように、本件事業は土地収用法第 20 条各号の要件及び手続法審査基準の定める各要件を充足するものと判断される。

以上により、長野県より申請のあった農業集落排水事業非持地区汚水処理場建設工事について、土地収用法第 20 条の規定に基づき、事業の認定をするものである。